

平成19年度 国立大学法人お茶の水女子大学 年度計画

平成19年度に特に取り組むこと；

1. 学長戦略人事の推進による重点的な教員配置を更に進める。
2. 各課の業務縦割り体制を廃止し、チーム制導入により業務の効率化・迅速化を図る。
3. 大学院改組により「人間文化創成科学研究科」に先端融合部門を設置する。この部門には情報を中心とした特色ある研究を推進するとともに、多くの外部資金を獲得した研究活性度の高い教員を配置する。
4. 21世紀型お茶の水女子大学モデルの中核として、文理融合リベラルアーツ教育体制の整備を行う。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

◇学士課程教育の目標達成のための具体的な措置

1. 少人数ゼミの充実徹底を図り、学生個々人の問題発見能力・論理的思考力・自己表現力・コミュニケーション能力等、知的基礎能力を身につけた女性を養成する。
 - ① 基礎教育課程の見直しを行うことにより、「文理融合21世紀リベラルアーツ」の整備を行う。
 - ② 女性リーダー育成プログラムの充実を図る。
 - ③ 引き続き少人数ゼミを充実させる。
 - ④ コア科目として「お茶の水女子大学論」を新たに開講し、学生のキャリアガイダンスへの導入を図る。
2. コアクラスター制度、副専攻制度を発展させ、専門領域以外での視点を獲得させ、知識・見識の養成を図る。
 - ① リベラルアーツ教育の一環として、コアクラスター制度の新たな展開を図る。
 - ② 学部を越えた副専攻制度であるグローバル文化学環の周知を徹底する。
3. TOEICの導入、クラスの少人数化と海外語学研修等により、英語の総合的コミュニケーション能力の養成を図る。
 - ① TOEIC試験を入学時及び年度末の2回受験させ、習熟度別授業を行う。
 - ② 英語圏での海外短期語学研修、国内「語学キャンプ」を実施し、英語のコミュニケーション能力と異文化理解の向上を図る。一部で英語による授業を行い、研修の効果を検証する。
 - ③ 英語の自習プログラムを充実させる。
4. 途上国支援を教育課程中に組み込み、途上国に対する意識を覚醒した人材を養成する。

途上国支援に貢献できる女性人材の育成をめざす教育プログラムを推進する。
5. 学士課程・大学院課程の連携プログラム（6年課程・9年課程）の検討を開始する。

大学院改組後も引き続き、学士課程・大学院課程の連携プログラムの検討を進める。
6. 「教育推進室」で、教育課程の編成を検討し、改善等の業務を遂行する。

教育推進室で教育課程の検討を行い、学士課程・大学院課程の連携プログラムを推進する。

◇大学院教育の目標達成のための具体的措置

1. 学際的研究科の特色を生かした複数の領域の指導教員による指導体制の一層の強化を図り、学生の新領域への挑戦を支援する。

「魅力ある大学院教育」イニシアティブ・「ユニバーサルマインドを持つ女性人材の育成」プログラムを中心として、領域横断的な実習・演習科目を開講し、学生の新領域への挑戦を支援する。

2. 副専攻制度の導入、ダブルディグリーの取得可能領域を検討する。

副専攻制度、ジョイント（ダブル）ディグリー制度の更なる活用を推奨する。

3. 女性のライフスタイル(妊娠・出産・介護等)に即応した多様な研究形態を確立し、研究支援を図る。

科学技術振興調整費によるプロジェクト「女性研究者に適合した雇用環境モデルの構築」を進展させ、子育て中の教員に対する研究支援を強化する。

4. 社会人の研究科志望者のために昼夜開講制を実施する。

昼夜開講制を継続する。

5. 修了後の教員就職に備え、大学での教育及び研究指導実践を実施し、教育力充実を図る。

TA制度を整備・充実する。サイエンス・パートナーシップ・プログラム等により教育経験の充実を図る。

6. ライフサイエンス専攻（博士前期・後期課程）の「特設遺伝カウンセリングコース」で、東京女子医大との連携により遺伝カウンセラーを養成する。

遺伝カウンセラー養成課程の大学院生を対象とした博士論文指導体制を構築する。

7. 大学院の組織の改革を検討する。

大学院改組後の組織について検証を行う。

8. 現職教員の再教育等を実施する専門職大学院の設置を検討する。

他大学との連携を視野に入れて検討を開始する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

1. アドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実現するための方策

現在実施している、推薦入試、前期日程試験、後期日程試験、3年次編入学試験等を維持するとともに、新たな入学者選抜の方法について検討する。

過去の入試問題の試用を検討する。

◇学士課程

1. 後期日程試験において、大きな枠組で入学者選抜を行い、入学後に学部学科を選択しうよう制度の設置を検討する。

学部入試全般にわたり、入試方法・制度の検討を行う。

2. 附属高等学校生徒に対する特別選抜（指定校推薦入学）を平成20年度入試から導入する準備を行う。

附属高等学校生徒に対する特別選抜を実施する。

◇大学院課程

1. 前期課程、後期課程における推薦入試や9月入試の実施方法を検討する。

引き続き、10月入学制度を利用しやすい環境作りに努める。

2. 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

1) 大学院人間文化創成科学研究科との連携のなかで、リベラルアーツプロジェクトチームを中心に3学部との連携を図る。

独創的な「文理融合21世紀リベラルアーツ」を構築する。

2) 大学院人間文化創成科学研究科との連携のもとで、とび入学制度等の活用を図る。

3) 全学的な「インターンシップ」の科目新設など全学共通科目を増加させて学生が受講しやすい環境を整える。

学部設置の専門教育科目でも学部間で連携をはかり、学内共同教育を実施する。

4) 補習などを含め、高等学校での教育との連携を視野に入れたカリキュラム編成を行う。

理系の基礎教育を充実させ新入生の学力向上を図る。

5) 基礎的専門学力を養成するためのカリキュラム編成を行う。

新学習指導要領のもとで学んだ新入生の学力状況を把握しながら、理系の基礎教育を進める。

6) 教養教育、専門基礎教育、専門教育における適切な科目配当と年次配当を行う。

7) 教養教育及び専門教育の方針に従って、必修科目、選択必修科目と選択科目とのバランスを考慮した編成を行う。

8) 領域横断型の教養教育コアクラスター制度を充実させ、専門領域外での教養・見識を養成し、また、グローバル文化学環における副専攻制を実施する。

9) 21世紀に必要とされる、国際性、途上国支援、ジェンダー、安全、環境、ボランティア等の内容を含む教育の充実を図る。

10) 教職課程の適正な実施とともに、介護等体験実習を支援する。

11) 転学部、転学科に関する学生からの相談にきめ細かく応じる。

3. 教育方法、授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

1) 本学と提携した海外の大学における海外語学研修の単位認定を引き続き実施する。

2) 習熟度別クラス編成を「基礎英語Ⅰ・Ⅱ」、「中級英語Ⅰ・Ⅱ」、「中級英語」において引き続き実施するとともに、「英語基礎強化ゼミ」も引き続き開講し、少人数化(20名~30名)を推進する。

習熟度別クラス編成による少人数教育を実施する。

3) 問題発見能力・論理的思考力・自己表現力等を強化するために、新入生対象の基礎ゼミを引き続き開講する。

4) 大学院及び学士課程において、本学の授業科目を補完するために、他大学との単位互換を推進し、引き続き学生への周知に努める。

5) シラバスをホームページに掲げ、内容の充実を図るとともに、学生への周知に努める。

シラバスをホームページに明示し、5段階成績評価基準を学内に周知して、適切な成績評価を実施する。

6) 授業外での予習・復習に関する指示と自主的学習への配慮を行う。

例えば、授業後に授業内容や参考文献をホームページに掲載し、自主的学習を支援する。

4. 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

1) 5段階成績評価基準を学内に周知し、適切な成績評価を実施しシラバスのホームページに5段階評価を明示する。

2) 受講の上限単位数のガイドラインを教員及び学生に周知する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1. 教育推進室、学務委員会及び大学院研究教育委員会の役割・分担を明確化する。ま

た、教育体制の効率化と強化を図り、平成20年度発足予定のリベラルアーツ体制を構築する。

2. 教員活動状況データベース・授業評価などを活用して、教育評価を行い、教育推進室及び総合評価室を通じて改善を図る。

授業評価アンケート、卒業時教養教育アンケートを継続的に実施し、教育改善を進める。

3. 大学院改組の実施を踏まえ、教員再配置のシステムを構築する。

教員の適材適所配置に、個人活動評価を積極的に活用する。

4. 語学センターにおいて、語学教育の充実を図る。

5. 図書館の情報化、総合情報処理センターによる学内の情報化、情報処理教室の開放などにより、学内や学外の情報を自由に活用できるように整備を図る。

附属図書館、IT自習室を整備する。

6. 教養教育を含め、補助を必要とする学部、大学院博士前期課程の授業科目にTAを効率的に配置し、個々の学生に対するきめ細かい教育を実施する。

7. 国際教育センター等で、学外と協力して共同教育を実施する。

開発途上国支援のための女性人材プログラム、インターネットを利用した渡日前留学生に対する遠隔教育を実施する。

8. 大学院改組により、教員は研究院に所属するとともに教育院と学部を兼担することで、学内の人的資源を有効に活用する。

9. FDを充実させ、教育方法の改善を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学生相談を充実させるとともに、意見箱に届いた学生の意見を基に、学内の諸問題を解決する。

◇学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

1. 授業科目選択や学習計画作成のためのガイドブックを作成し、オリエンテーションを行う。

多様な学生群別にオリエンテーションを実施する。

2. オフィスアワーを設けて、学習指導体制を強化する。

学部ホームページにオフィスアワー一覧を掲載する。

3. 学習相談及び進路相談体制の強化策として、チューター体制を整備する。

ピアサポーター（上級生による新入生のサポート）の育成を行う。

4. IT教室を開放するとともに、図書室・自習室等を整備し、自習を支援する。

オープンソースソフトウェアを利用したIT教育を推進する。

5. 図書館にリベラルアーツ支援コーナーを設置する。

6. 海外留学に関する相談体制を整備する。

国際交流室と国際教育センターにおける相談体制を充実させる。

7. 国立科学博物館及び東京国立博物館で行っているパートナーシップ制度を拡充し、国立美術館とパートナーシップ締結を検討する。

◇生活相談・就職支援等に関する具体的方策

1. 就学指導、生活指導や進路指導など、学生相談体制を整備、強化する。

就学・生活・進路等に関する相談体制を整備・強化する。

2. 保健管理センターにおいて、学生の健康状況を的確に把握するとともに、健康に関する相談体制を整備する。

3. 就職支援体制を整備するとともに、就職ガイダンスをさらに充実させる。

学生の就職支援サービスを充実させる。

4. インターンシップの拡充を図る。

全学共通科目「インターンシップ」の単位化を進める。

5. 留学生チューター制度の充実を図る。

◇経済的支援に関する具体的方策

1. 奨学金の充実を図る。

2. 引き続きアルバイト情報ネットワークに委託し、良質なアルバイトの提供を図る。

3. 「お茶の水女子大学後援会」の協力を得て、貸付事業等の学生支援のための事業を行う。

4. 緊急時に学生に対して融資できるような体制を整える。

経済的支援の多様化と充実を図る。

◇社会人・留学生等に対する配慮

1. 多様な新入生（編入生、留学生、社会人）に対して、オリエンテーションを実施する。

2. 社会人のキャリア・アップ支援のために、特別奨励金制度の設置を検討する。

3. 富永ふみ教育基金等による支援を検討する。

多様な新入生に対応する支援事業を展開する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

◇目指すべき研究の方向性

1. 国際シンポジウムの開催、海外の学会への参加を通じて、国際的に認知される研究を行う。

2. 女性の資質能力の十全に発揮可能な領域・テーマを発掘し、また、女性研究者の不足している分野を重点化して、女性のライフスタイルにより適合した研究方法を探求することによって、若手女性研究者を育成する。

① 「魅力ある大学院教育」イニシアティブにおいて、重点的な研究者養成のプログラムを本格的に実施し、所期の目標の達成を図る。

② 大学院組織改革を円滑に実施し、人間文化創成科学研究科研究院先端融合部門を中心とする、女性研究者の不足している分野を重点的な研究領域として、体制を整備する。

③ 「女性リーダー育成プログラム」を着実に実施する。

④ 再チャレンジ支援プランを実施する。

3. 女性及び生活者としての視点を生かし、人と地球の存続という目的の下に広く既存の知を結集して、学際的・融合的研究を促進する。

① 21世紀COEプログラム「ジェンダー研究のフロンティア」を引き続き実施する。平成18年度に終了した同プログラム「誕生から死までの人間発達科学」の成果を基に、人間発達科学領域の研究を重点的に推進する。

② 特別教育研究経費事業「女性が進出できる新しい研究分野の開拓」を実施し、女性の視点を生かした学際的・融合的研究を促進する。

4. プロジェクト研究として学際性・総合性を志向するとともに、基盤となる個別基礎研究の充実をはかり、両者のバランスを心掛ける。

5. 研究は、常に社会との連携の下にあることを忘れず、倫理的な検証を行う。

大学の社会に対する責任を踏まえた体制を構築する。

◇本学として重点的に取り組む領域

1. 女性研究者養成という本学の目標に即応し、女性研究者に対する要請の高い領域を特化する。

- ① 「魅力ある大学院教育」イニシアティブに採択されたプログラムを引き続き実施する。
- ② 「女性リーダー育成プログラム」の推進
- ③ 「女性が進出できる新しい研究分野の開拓」の研究推進
- ④ 再チャレンジ経費による「主婦学生を研究の世界に呼び戻そう」の推進
- ⑤ 人間文化創成科学研究科研究院に設置した先端融合部門を中心とする重点的な研究領域への取り組みの体制を整備する。

2. 21世紀COEに採択されたプログラムを推進する。

21世紀COE及び科学技術振興調整費の大型プログラムを推進する。

3. 本学で特色となりうる分野を新たな重点領域として検討する。

- ① 教員養成GPにより実施した「科学コミュニケーション能力をもつ教員養成」プログラムを踏まえ、サイエンス&エデュケーションセンターを中心として、引き続き科学コミュニケーション能力を有する教員の養成に取り組む。
- ② 幼児教育の人材育成「食育の実践と教育プログラム」に取り組む。

4. 研究成果が伝統的に蓄積された領域で、今日的意義を持つものを推進する。

- ① 「幼・保の発達を見通したカリキュラム開発」、「リスク社会対応型コミュニケーション・システム開発」及び「女性リーダー育成プログラム開発」などの研究プロジェクトを引き続き推進する。
- ② 特別教育研究経費事業「女性が進出できる新しい研究分野の開拓」の一環として先駆的女性研究者の資料の収集と保存を行い、今日的意義を持つ課題について、研究の推進を図る。

◇研究成果の社会への還元に関する具体的方策

1. 研究推進・社会連携室及び広報推進室は、教員個々人の研究成果を把握し、ホームページ等を通じて紹介し、広報・宣伝に努めて社会への仲介や産官学の連携を推進する。

- ① 知的財産統括アドバイザーの支援のもとで、知的財産管理体制構築に向けての中期アクションプランを策定・実施し、効果的な研究成果・シーズ情報の発信及び産官連携推進の方策を検討し、可能なものについては速やかに実行する。

2. 研究成果は、各種メディアを利用して公表するとともに、研究成果を応用した著述等により社会的還元を行う。

- ① 教員研究発表会を引き続き実施するとともに、学内外への効果的な研究成果の普及方法について検討する。
- ② アニュアルレポートの更新、及び情報推進室、研究推進・社会連携室と連携を図りながら教員活動データを随時更新し、ホームページ、広報誌により研究成果を公開し発信する。
- ③ 学外から有識者を招き、研究推進フォーラムを開催する。

3. 特に女性に関連の深い研究は、他の女性教育機関との連携において、より広域的な伝達を心掛け、女性の社会進出その他の資源として広く共用に供する。

4. 研究の成果は、公開講座や社会人教育、特に教育職員の再教育の機会を通じて、直接的な社会的還元を図る。

◇研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

1. 研究の水準・成果を検証し、評価システムをさらに良いものに発展させる。附属学校への導入も検討する。
2. 分野毎の特殊性を考慮しながら、単に論文数だけでなく、掲載紙のインパクトファクターやサイテーション等の数値評価も導入しつつ、絶えず客観的な検証を試みる。
3. 毎年度、教員活動状況データベースへの入力を全教員に義務付ける。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

◇女性研究者の研究支援に対する具体的方策

1. 女性若手研究者を支援する常勤の特別研究員制度を充実させる。
 - ① 人間文化創成科学研究科所属のリサーチフェローを10名以上採用するとともに、研究費を支給することにより研究活動を支援する。
 - ② 日本学術振興会の特別研究員制度への応募を奨励する。
2. 妊娠・出産・育児等、女性に固有の身体条件の変化に対応すべく、一時休憩室・ベビールーム・乳幼児保育室を設置するとともに、在宅研究方法を開発して、育児等の原因による研究の中断を防止する。
 - ① いずみナーサリーの積極的な活用を図るとともに、科学技術振興調整費「女性研究者に適合した雇用環境モデルの構築」において職員宿舍との連携による女性研究者支援を実施する。
 - ② 育児休業制度の活用、育児休業をとらない女性教員に対する校務負担の軽減により研究支援を継続する。
3. 女性若手研究者の育児期間中の勤務を容易にするために、柔軟な勤務体制を定めた制度の円滑な運用を図る。

◇適切な研究者等の配置に関する具体的方策

1. 研究推進室・社会連携室総合評価室及び総務室と連携して、研究組織の見直しの弾力化と人材の流動化を図る。

新教員制度、大学院改組等の実施を踏まえて、先端融合部門の人事を流動化させることを検討する。
2. 研究の活性化のため、広く学内外に人材を求めて客員教授、特任教授、研究員等とし、任期付き研究者として研究センター・研究プロジェクト・大学院専攻等に配置する。

外部資金及び特別教育研究費等により採用される研究者等の人数の維持・増加を図る。
3. 新領域研究部門の設置、あるいは、特定領域のさらなる重点化等に関しては、複数の他大学（例えば、私学を含む複数の大学院研究科）との間に連合大学院等の設置を構想し、そのための基礎研究を開始する。

連合大学院等を構想し、人間文化創成科学研究科研究院に設置した先端融合部門を中心とする重点的な研究領域への取り組みの体制を整備する。

◇研究資金の配分システムに関する具体的方策

1. 学長裁量経費による特別配分などの活用を含めて、大学院改組の理念を具体化できるような研究費配分のシステムを整える。
2. 学内研究のインセンティブを考慮し、公募による学内科研を設け、研究費の重点配分を行う。特に若手女性研究者用（ポスドク、博士後期課程学生等）の学内科研を整備する。

COE、特別教育研究経費事業、教員研究費重点配分、「魅力ある大学院教育」イニ

シアティブ等による研究支援を行なう。

3. ポスドクや博士後期課程学生対象の海外留学支援奨学金の拡充に努める。

◇研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

1. 「大学建物・室の管理運営に関する基本方針」に基づき、研究に必要な施設・設備の再配分と戦略的使用の推進に努め、重点領域研究に関しては、時限付きで共同空間内にその研究に必要とされる施設・設備を整備する。
2. 機器に関しては、原則として、共通機器センターが集中管理を行い、共通機器の選定・購入・整備、利用方法の策定・保全・点検に当たるものとし、機器の有効活用のため共通機器センターの機能拡充を図る。

◇知的財産の創出及び評価結果を質の向上に繋げるための具体的方策

1. 研究推進・社会連携室が中心となって設立した知財本部における専門員の登用と知的財産アドバイザー制度の利用により、知的財産の創出・取得・管理及び活用の支援を行う。
 - ① 引き続き特許庁事業に基づく知的財産統括アドバイザーの派遣と、J S Tの特許調査員からの調査業務支援を受け、知的財産本部において知的財産の創出・保護・管理・活用及び実施の推進に取り組む。
 - ② 教職員、学生等を対象とするセミナーの開催等により、知的財産に係る理解の促進及び意識改革を図る。
 - ③ 知的財産に係る専門人材の育成と確保を図る。

◇その他、研究の質を保全するための具体的方策

1. 「お茶の水女子大学研究倫理指針」に基づき、研究推進・社会連携室で、研究の倫理に関する問題を検討するとともに、研究費の不正使用防止を図る。

◇全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

1. 現存する学内共同研究センター間の研究、教育及び社会サービスに関する連携を行う。
2. 各研究センターの個別活動を支援すると同時に、学内共同研究センターを拠点とした研究プロジェクトの設置を奨励し、学内外の研究者が結集して共同研究を推進する。
3. 本学に拠点を置き、産官学の研究者が集結して研究と人材養成を行う新しいタイプの教育研究センターの設置を検討する。

◇学部・研究科・附属研究センター等の研究実施体制に関する特記事項

1. 人間文化創成科学研究科附設の『心理臨床相談センター』の整備を進め、相談・研究活動をいっそう充実させる。

大学院の改組に伴い、『心理臨床相談センター』のあり方を検討する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

◇社会との連携・協力、社会サービス等に係わる具体的方策

1. 大学院博士前期課程の「保育・教育支援コース」を強化し、社会人、特に保育従事者の現職研究もしくは上位資格の取得を支援する。
2. 現職教員対象の研修、児童対象の実験学習プログラムを実施する。特に「理科離れ対策」として、理科教員対象の特別授業や実験指導、あるいは、幼稚園教諭のレベルアップのための研修を、地域教育委員会と連携しつつ積極的に実施する。
3. 研究推進・社会連携室は、研修成果の社会的還元を企てるとともに、地域社会からの本学に対する要望や協力要請を受け付ける窓口としても機能させる。

4. 教育・研究上の社会連携を行う基本方針を再検討する。その上で自治体との総合協定を結び教育サービスを提供する。

◇産学官民連携の推進に関する具体的方策

1. 民間企業との共同研究を推進し、民間企業の研究者を客員教授・特任教授・受託研究員に受け入れて相互交流の緊密化を検討する。

① 研究者要覧の充実をはかり、ホームページの充実と共に本学の資源を開示し、民間企業との共同研究を推進できるようにする。

② 産学官連携推進会議等に参加し本学の教員の研究内容を紹介する。

2. 寄付講座の設置を検討する。

新たな寄附講座の設置を模索するか、またはプロジェクトラボ（外部資金による研究スペース）を活用した産官学連携プロジェクトの推進を検討する。

3. 学内に保有されるデータベースを公開し、学外諸機関からの共同研究テーマを募集する方法を検討する。

◇地域の国公立大学等との連携の推進に関する具体的方策

1. 学部・大学院における大学間単位互換制度を拡充強化し、学生に周知することにより、本制度の活用を促進する。

2. 途上国支援のために結成された五女子大学コンソーシアムを強化充実し、研究・教育面での連携活動を行う。

◇国際交流の推進に関する具体的方策

1. 研究協力及び学生交流に関する協定を結んだ海外大学との連携をより強化し、交流プログラムの策定及び交流セミナーの実施を通じて、教員・学生による相互の積極的な交流を推進する。

2. 海外の大学との間のジョイントディグリー制度を周知させ、活用を目指す。

3. 交流協定の締結を推進し、世界各地との国際交流を検討する。

① 北米やアジア諸地域などにおける大学・研究機関との協力協定の締結を推進する。

② 交流協定校との短期研修プログラムによる相互交流を推進する。

4. 「アジア女性研究者支援事業」の活用により、アジア地域の女性研究者との交流の緊密化を図る。

5. 国際シンポジウムの開催を強化する。

6. 帰国した留学生との間にネットワークを形成して連絡を密にし、教育・研究上のアフターケアを図るとともに、本学と連携した国際交流の拠点としての活動を要請する。

アジアにおける研究教育交流の推進のため、バンコク・オフィス（教育研究連絡センター）を開設する。

7. 留学生を媒介にして、地域住民に国際交流の機会を提供する。

異文化理解講座や外国語講座を開催するとともに、自治体の国際理解事業に留学生などを派遣する体制を整備する。

◇教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

1. 開発途上国女子教育協力センターを中核として、アフガニスタンを始めとする途上国の女子教育の協力体制を整える。

① 開発途上国女子教育協力センターなどにおける協力の実績を踏まえて、アジア諸地域における途上国の大学・研究機関との協力を推進する。

② 開発途上国における乳幼児保育支援について拠点形成を進める。

2. 途上国からの国費留学生招聘を積極的に行う。
 3. 途上国からの留学生支援対策として、卒業生や地域の有志と連携して、交流会やホームステイ及びペアレント制度などによる支援を企画・検討する。
- (2) 附属学校に関する目標を達成するための措置
1. 運営方針について、附属学校部を介して常に大学との意向調整を行う。
 2. 幼稚園・小学校・中学校・高等学校の4附属が同一キャンパスにある特色を活かし、子ども発達教育研究センターや大学教員との協働をさらに充実させて、学校間移行接続や教師の力量形成に関する研究を進める。
文部科学省指定の「幼・小・中12年間の学びの適時制と連続性を考えた連携型一貫カリキュラムの研究開発」を進める。
3. 附属学校生徒に対する特別選抜を平成20年度から実施する準備をする。
- ① 高大連携特別選抜要項・学生募集要項・入試要項を決定し、特別推薦入学を実施し、その結果をもとに改善点を検討する。
 - ② 特別選抜制度の一環としての連携授業「選択基礎」を全学の諸学科・講座に設置し、指導を行い改善点をさらに検討する。
 - ③ 高大連携教育プログラム「教養基礎」などについて評価を行い、結果をフィードバックする。
4. 大学理学部との緊密な連携により、理数科教育の強化を図る。
 5. アフガニスタン女子教育支援を含む、開発途上国女子教育協力センターの活動に附属学校を活用する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1. 法人と大学との一体的な運営が確保できるよう、法人の長と学校教育法上の学長としての資質を備える人物を選出し得るような学長選考のシステムを確立する。

関連する諸規則の検討を継続する。

2. 役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会の機能分担を明確化し、大学の意志決定の透明化を図る。

3. 総務室、財務室、総合評価室、教育推進室、学生支援室、入試推進室、国際交流室、研究推進室、社会連携・広報推進室、女性支援室、情報推進室を設置し、教員と職員とが連携して、迅速に問題の解決、改善を図る。理事及び副学長は機構長を勤め、責任ある体制を構築する。

チーム制の導入を図る。

4. 役員会の主導の元に、教員組織と事務職員組織の代表による「業務運営連絡会」を開催し、業務運営の改善を図る。

学長のマネジメント体制の下での運営組織の整備を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

1. 学部における学科及び研究科の専攻の存在意義、学生定員・教員数の維持は、3年終了時に適正な複数の評価軸に基づく評価を行い、評価結果によって変更を検討する。

「部局別評価」の結果を踏まえ、教育組織の見直しについて検討する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

◇人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

1. 総合評価室において、3年終了時に人材の評価を実施し、最適なポジションへの配置

を行う。評価に当たっては、多様な評価軸を設定し、多面的な評価を行うよう工夫する。評価過程及び評価結果の透明性を期すべく、プライバシーに関する十分な配慮の上での公表について検討する。

個人活動評価等の結果を踏まえ、組織の見直しを行う。

2. 評価結果を昇進・昇格、あるいは給与面に反映させることについて、その実効性と問題点を検討し、学内外のコンセンサスを形成しつつ、相応しい方法で実行に移す。

教職員人事配置や給与査定に個人活動評価システムを活用する。

◇柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

1. 内外から相応しい人材を選任し得るよう、外国人教師の特別雇用制度等、柔軟な人事制度の設計する。

特別に優れた外国人研究者の特別雇用制度等について検討する。

2. 欠員補充に関しては、欠員ポストは原則として学長手持ちとし、教育研究評議会その他学長の委嘱する組織の審議を経て、全学的・戦略的な観点から配置ポジションを決定する。

学長手持ちポストに関して、学長のリーダーシップに基づく教員採用と配置を進める。

3. 定年後の人材を、特任教授等の呼称で特定業務のために任用する。

定年後の人材を客員教授として特定業務のために活用する。

4. 非常勤講師の効率的な配置を検討する。

リベラルアーツ教育と連携し、非常勤講師のより効率的な配置を検討する。

5. 教員の研究支援のためのサバティカル制度について検討する。

教員制度などの改組を反映し、サバティカル制度の運営を図る。

6. 職員に対しては、短期海外研修制度を整備するとともに、リフレッシュ制度を拡充する。

短期海外研修制度を充実するとともに、リフレッシュ制度を拡充する。

7. 非常勤職員について、育児休業、介護休業制度を導入する。

育児・介護の支援策として「次世代育成支援対策行動計画」を行なう。

8. 裁量労働制の導入を検討する。

裁量労働制の定着を推進する。

◇任期制・公募制の導入など教員の流動性に関する具体的方策

1. 特定ポストや外国人教員に関しては、任期制を導入する。

任期制を適用するポストの円滑なる運用を図る。

2. 教員の新規採用は、原則として公募制とする。

◇外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

1. 各分野に相応しい外国人教員のための雇用システムを検討する。

外国人教員のための雇用システムを検討し、雇用に努める。

2. 女性の教員比率の低い領域の新規教員採用に関して、学位・業績・能力等が均等の場合は、女性を優先するという原則を設ける。

女性を積極的に登用し学内外の人事の流動性を高める。

3. 女性の役職への登用を促進する。

引き続き女性の役職への登用に努める。

◇事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

1. 事務職員の採用は他大学と協力して採用試験を実施する。専門性の高い職種について

は、職務経験や資格を有する人材を柔軟に確保できる制度を構築する。

事務職員の柔軟な採用システムを構築し活性化を図る。

2. 民間企業等への派遣等、実践的な研修制度を整備する。

短期派遣により研修を実施する。

3. 他機関との人事交流を拡充する。

4. 女性の役職への登用を促進する。

◇中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

1. 学生数に対する教職員比率に関して、教育面を重視しつつ経営面を配慮して適正率の検討を行い、人員に関する基本方針を策定する。

学生に対する教職員比率に関して、人員に関する基本方針を策定する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

◇事務職員の資質向上等見直しに関する具体的方策

1. 研修会、マネジメントセミナー等を通じ、大学経営への参画意識を高める。

研修会、マネジメントセミナー等を受講させ、大学経営への参画意識を高める。

2. 業務コスト意識の高揚を図る。

業務の分析を行い、コスト意識の高揚図り、複数チームが関与する業務の一元化等を検討する。

◇事務の効率化・迅速化等に関する具体的方策

1. 業務運営の迅速化を図る。

チーム制を導入し、職務権限の明確化、納入業務等の迅速化、共通業務の集約化を図る。

2. 事務書類の簡素化を図る。

諸会議などの必要書類の厳選化、グループウェアの活用の推進、保存書類の分別の徹底を行う。

3. アウトソーシング可能な事務の外部委託の検討を行う。

検定料のコンビニ支払いシステムの導入等の事務の外部委託を検討する。

4. 繁忙期の事務量を分析し、効率的な事務処理体制の導入を検討する。

全学的な視点から業務内容を分析し、効率を高める。

5. 電算システムの充実を図る。

学生の在籍状況及び就職状況、教員の授業担当状況など全学データベース化を図る。

◇課・系の再編統合等に関する具体的方策

1. 関連を持ちながら分散している各課の再編統合を図る。

チーム制を導入し組織の統合を図る。

2. 国立大学法人会計の導入及び効率的な事務の遂行のための系の再編統合を行う。

会計業務の効率的な遂行のため、更に検討を続ける。

3. 学長を直接サポートする組織を検討する。

チーム制を導入し、学長直轄組織の検証、見直しを図る。

4. 総務室、財務室及び教育推進室等、各室体制を直接支える事務組織を検討する。

各機構・室体制を直接支えるチーム制の検証を行う。

◇専門職制の導入に関する具体的方策

1. 国際交流部門、情報処理部門等専門性の高い部署への専門的知識を持った者の任用を促進させる。

国際感覚と語学の才能、入試業務の知識、情報の知識、就職指導等の専門的知識を有

する人材等の確保と養成を図る。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

◇科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

1. 競争的研究資金の申請件数を増加させるため、全学的に支援する体制を強化する。
競争的研究資金を獲得するための体制を整える。
2. 大学を広く外部に広報し、海外を含め大学の認知度を深める。
外国語による広報誌及び、ホームページによる国際的な発信体制を整える。

◇収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

1. 確実な学生確保による安定的な収入確保を図る。
受験生の動向を把握し、確実な学生確保を図る。
2. 社会に対して果たすべき役割と、社会のニーズを総合的に勘案して、入学検定料、入
学料、授業料の額を検討する。
学生納付金等に関し、適切な額を検討する。
3. 公開講座等の社会貢献を積極的に行い、講習料等の収入の増加を図る。
4. 大学施設を積極的に開放するための方策を検討する。
大学施設の積極的な外部利用を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

◇人件費の抑制に関する具体的方策

1. 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図
る。
概ね1%の人件費削減を図る。

◇管理経費の抑制に関する具体的方策

1. 事務の外部委託や非常勤職員の効率的な配置について検討する。
事務の外部委託や非常勤職員等の配置を検討し、一般管理経費の削減に努める。
2. 節約意識の向上のための啓発活動を実施する。
一般管理経費については、経常的な部分と一時的な部分を分離させた上で、予算、決
算の各々の観点から目標管理を徹底していく。資料購入経費、システム管理経費など、
全学的に共通経費化することで、全体的なコスト削減を図る。
3. 設備機器の新設や更新時に、省エネ型機器を導入する。
省エネ型機器を導入し一般管理経費の削減に努める。
4. 夏休み一定期間の大学業務停止などを検討する。
夏休み一定期間の大学業務停止などにより、光熱水料金（特に電気料金）の抑制を図
る。
5. ペーパーレス化を図る。

◇施設設備費の抑制に関する具体的方策

1. 電気・ガス・給排水等の主要設備について、日常点検、法的点検、オーバーホール等
を行い主要設備機器の経費軽減を図る。
2. 主要設備機器の各系統を整理し、効率的な運用を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

◇資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

1. 外部研究資金等の安全確実な運用管理を行うための体制を整備する。
2. 大学の既存施設の点検調査を継続的に実施し、固定的な施設利用形態から、弾力的な施設利用形態へ意識転換を更に促し、資産の有効活用を図る。

大学建物・室の管理運営に関する諸規程に基づき、弾力的な施設利用を促し、資産の有効活用を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

◇自己点検・評価の改善に関する具体的方策

1. 自己点検・評価項目、評価方法は、各組織の自己点検・評価委員会で原案を作成し、その原案について総合評価室で理系・文系の事情を考慮しつつ審議して評価基準を作成する。

文系・理系の事情を考慮しつつ、評価手法の改良を検討する。

◇評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

1. 総合評価室で各学部、大学院等から上がってきた自己点検・評価を総括し、その結果を大学運営に反映させるシステムの構築を図る。

部局別評価・個人活動評価の結果をフィードバックし、大学の組織および運営の改善に努める。

2. 教員個人の教育研究業績、授業評価、社会貢献、大学運営への貢献等について評価システムを構築し、本人及び学部評価内容を知らせ、学部・学科等の運営改善に役立たせる。

個人活動評価の報告書を刊行し、本人及び所属組織にフィードバックし、大学運営に反映させる。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

◇大学情報の公開、提供及び広報に関する具体的方策

1. 情報の発信窓口を一つにし、社会との接点を明確にする。

窓口の一本化により、社会への対応を迅速に行なえる体制を構築する。

2. 広報に学生も参加させ、広報誌、ホームページ等を広い視野で編集し、大学の活動を広く一般に知らせる。

ホームページ等の編集に学生が参加する体制を構築する。

3. マスメディアで活躍する卒業生の組織作りを行い、大学の広報媒体の拡大を図る。

広報媒体の拡大に寄与する卒業生の組織作りを行う。

4. 各種情報、入試、教育研究活動、公開講座等のデータベース化を図る。

「お茶の水女子大学教育・研究成果コレクション (TeaPot)」のデータベースを公開する。

◇情報公開活動における紛争防止等に関する具体的方策

1. 大学と企業等との紛争を防止するため、社会連携・広報推進室、情報推進室でウェブページ等の規程整備を図る。

広報の危機管理体制を整備する。個人情報・機密情報等が記録された情報機器の廃棄の見直しを図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

◇本学の施設整備の長期計画及び緊急5ヶ年整備計画に基づく整備の措置

1. 長期計画と緊急5ヶ年整備計画について、中期目標期間中に達成すべき計画を策定しなおし、整備を推進する。

◇施設設備等を整備するための財政措置の検討

1. PFI（民間資金等活用事業）等の新たな財政手法の導入を検討する。

新たな財政手法の導入を検討する。

◇キャンパスの施設設備の整備及び施設有効活用を達成するための措置

1. 既設施設の改修等による有効利用と教育研究の変化に応じたスペースの再配分を行う。

附属図書館改修工事等を実施し、全学的施設の有効活用を図る。

2. 実験設備の共有化促進の検討を行う。
3. 施設設備に関する定期の点検評価の実施及びFM（施設管理マネジメント）の活用を検討する。

◇施設設備の経年劣化に対応する整備

1. 経年劣化した施設設備の安全対策等及び運転システムの表示ラベル化の策定を実施する。

◇キャンパスの環境形成の推進目標を達成するための措置

1. 都市の中で緑地、高木の多い構内環境を確保し、育成を含めた屋外環境等の維持保全等を行い、景観に対応した整備を図る。

温室ガス排出量削減や、構内環境の維持保全等を行い、景観や環境に配慮した快適なキャンパスの保全に努める。

2. 歴史的建造物の適切な管理、保存整備を図る。
3. 学生支援施設の充実に努める。
図書館等の改修を推進し、学生サービスの充実に図る。
4. その他
 - 1) 身障者対策の施設・設備の整備を図る。
 - 2) 既存施設設備等の現状把握を行い、資源の再利用等省エネルギー対策に努める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

◇労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

1. 委員会においては、労働安全衛生法など関係法規に基づき安全管理体制の実態の把握や具体的な対策と措置を検討する。

安全衛生管理委員会において、安全管理体制の実態の把握や具体的な対策と措置を検討する。

2. 学生・生徒及び教職員に、安全管理のための周知徹底を図る。
学生に対する学外教育リスク等について検討を行う。
3. 教育研究活動と施設や設備等に起因して学生・生徒、教職員、入構者や地域住民などに被害をもたらした場合に補償を行うため、保険制度の検討を行う。
免責額がより低く、さらに充実した保険制度の検討を行う。

◇災害時の安全対策及び学内における防犯対策に関する具体的方策

1. 災害発生時対応マニュアル等、危機管理に対するマニュアルを整備する。

「危機管理マニュアル」を、平成19年度改組を踏まえ更に充実させ、教職員、学生に周知を図る。

2. 災害時における学生・生徒、教職員の安否把握システムを構築する。

教職員、学生・生徒等の安否把握システムの検証を行い、改組に即したシステムを構築する。

3. 災害等により建物等が損傷しないための耐震補強及び安全管理に関する安全設備の保全に努める。

耐震補強工事を進め、安全管理に関する安全設備の保全に努める。

4. キャンパス内の施設に関連する防犯対策の現状調査及び保全追加の措置を図るとともに、防犯に対する配慮の検討を行う。

防犯体制の強化を図る。

5. 広域避難場所として、地域住民の安全確保等を地方自治体と連携して行う。

文京区と協力して、教職員、学生・生徒等を対象に防災訓練等を行う。

6. 危機管理意識の高揚を図る。

非常食等の物資を計画的に備蓄するなど防犯防災の意識を高めその対策を徹底する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

12億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

土地譲渡の可否について検討していく。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・耐震対策事業 (附中) 第一校舎 (耐震・改築・新営) 文教育学部1号館 (耐震・改修)	1,039	施設整備費補助金 (1,013)
・小規模改修		国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (26)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、

老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

人事に関する方針について

雇用方針、人事交流方針及び職員の養成

- ・人材最適ポジション配置のための厳格な評価システムの構築と昇進、昇格、配置転換、適正な給与水準の設定
- ・任期制・公募制の導入及び退職教員の有効活用など教員の流動性の促進
- ・外国人・女性等の教員及び専門的知識を有する事務職員の採用促進
- ・事務職員の資質向上のための研修制度の充実
- ・職員の人事交流システムの構築
- ・中長期的な観点に立った適切な人員管理

平成19年度の常勤職員数 391人

また、任期付職員数の見込みを49人とする。

平成19年度の人件費総額見込み 4,947百万円(退職手当は除く)

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成19年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	8,287
運営費交付金	4,754
施設整備費補助金	1,015
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	96
国立大学財務・経営センター施設費交付金	26
自己収入	1,764
授業料及入学金検定料収入	1,650
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	114
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	521
長期借入金収入	0
貸付回収金	1
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	110
計	8,287
支 出	8,287
業務費	5,148
教育研究経費	5,148
診療経費	0
一般管理費	1,479
施設整備費	1,041
船舶建造費	0
補助金等	96
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	521
貸付金	2
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	8,287

[人件費の見積り]

期間中総額4,947百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額3,863百万円)

注) 退職手当については、国立大学法人お茶の水女子大学退職手当規程に基いて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 「施設整備費補助金」は、前年度よりの繰越額1,015百万円。

2. 収支計画

平成19年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	7,320
業務費	6,803
教育研究経費	1,276
診療経費	0
受託研究費等	258
役員人件費	95
教員人件費	4,255
職員人件費	919
一般管理費	461
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	56
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	7,210
運営費交付金	4,706
授業料収益	1,464
入学金収益	261
検定料収益	76
附属病院収益	0
受託研究等収益	258
補助金等収益	84
寄附金収益	191
財務収益	0
雑益	114
資産見返運営費交付金戻入	26
資産見返補助金等戻入	0
資産見返寄付金戻入	9
資産見返物品受贈額戻入	21
臨時利益	0
純利益	△ 110
目的積立金取崩益	110
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成19年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	8,774
業務活動による支出	6,909
投資活動による支出	1,377
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	488
資金収入	8,774
業務活動による収入	7,135
運営費交付金による収入	4,754
授業料及入学金検定料による収入	1,650
附属病院収入	0
受託研究等収入	258
補助金等収入	96
寄附金収入	263
その他の収入	114
投資活動による収入	1,041
施設費による収入	1,041
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前事業年度よりの繰越金	598

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

文教育学部	人文科学科	220人
	言語文化学科	320人
	人間社会科学科	160人
	芸術・表現行動学科	108人
	学部共通	20人
理学部	数学科	80人
	物理学科	80人
	化学科	80人
	生物学科	100人
	情報科学科	160人
	学部共通	20人
	生活科学部	食物栄養学科
	人間・環境科学科	96人
	人間生活学科	260人
	学部共通	20人
人間文化創成科学研究科	比較社会文化学専攻（修士課程）	120人
	人間発達科学専攻（修士課程）	52人
	ジェンダー社会科学専攻（修士課程）	36人
	ライフサイエンス専攻（修士課程）	92人
	理学専攻（修士課程）	99人
	比較社会文化学専攻（博士課程）	83人
	人間発達科学専攻（博士課程）	36人
	ジェンダー学際研究専攻（博士課程）	12人
	ライフサイエンス専攻（博士課程）	47人
	理学専攻（博士課程）	41人
附属小学校	765人（帰国子女教育学級45人含む） 学級数21（帰国子女教育学級3を含む）	
附属中学校	405人（帰国子女教育学級45人含む） 学級数12（帰国子女教育学級3を含む）	
附属高等学校	360人 学級数9	
附属幼稚園	180人 学級数6	